# 参考資料（用語集）

## 　あ行

アドプト・リバー・プログラム　（P13,P39,P42,P52）

公共の場所を養子にみたて、住民が身近な道路・河川・海岸などに愛着を持ち、施設の美化活動に取り組んでいくため、行政がサポートする制度。大阪府では、それぞれの活動場所に応じて、「アドプト・ロード・プログラム」「アドプト・リバー・プログラム」「アドプト・シーサイド・プログラム」の３つのプログラムを展開している。

　（P37,P38）

舟運や灌漑のために人工的に造られた水路。低湿地であった寝屋川流域では、井路がよく発達していたが、時代の変化にともないその役割を終え、昭和40年代から次々に埋め立てられた。

一級水系、二級水系　（P2）

水系とは、水源から河口にいたるまでに合流する河川の本川と支川の集合体を示す。一級水系、二級水系は、河川に関する法律(河川法)による水系の分類であり、一級水系は主要な区間を国土交通大臣が管理し、二級水系は主要な区間を都道府県知事が管理する。

寝屋川流域の各河川は一級水系である淀川水系に属している。

一級河川、二級河川、準用河川、普通河川　（P2）

一級河川は、一級水系の河川で国土交通大臣が指定した河川(区間)であり、原則として国土交通大臣が管理するが、一部は都道府県知事に管理を委託した指定区間もある。二級河川は、二級水系の河川で都道府県知事が指定した河川(区間)であり、主に都道府県知事が管理する。これら以外で市町村長が指定するのが準用河川で、河川法の一部が準用される。以上の指定を受けた河川以外を普通河川という。

寝屋川や第二寝屋川、恩智川等の寝屋川流域の主な河川は一級河川に指定されており、大阪府知事等が管理を行っている。

雨水沈砂池　（P32,P45）

雨水ポンプ場に運ばれた下水（雨水）の中に含まれている土砂などを取り除くための池。

雨天時下水活性汚泥処理法　（P32）

大阪市が独自に開発した処理法で、雨天時に流入する下水の一部を反応槽の最終槽に流入させ、少しでも多くの下水を高級処理するための方法。3W処理法とも呼ぶ。導入に必要な機械設備の改造が少なく、汚濁負荷削減効果が高い。

汚濁負荷　（P29～P34,P39,P45）

家庭や工場、農地、山林などから排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質のこと。

## 　か行

外水域　（P11）

外水域は、雨水を自然に河川に流入する地域のことである。これに対し、地盤高が低いために水はけが悪く、雨が降った際にポンプ等を用いないと河川に排水できない地域を内水域という。寝屋川流域は、低平地が多く、流域の３／４が内水域となっている。

河床勾配　（P3,P5,P26）

河川の流れる方向の川底の傾きをいい、1m高さが上がるために必要な距離を用いて表す。河床勾配　I＝1/100　の場合、100m上流に行くと1m高さが高くなる勾配となる。

かんがい期、非かんがい期　（P1,P8,P11,P14,P16,P24,P26）

河川などから水を引き込み、田畑を潤すことを｢かんがい｣といい、｢かんがい｣を行う期間を｢かんがい期｣という。我が国の多くの地域では、田植えが始まる４月頃から稲刈りの９月頃までがかんがい期となる。これに対し｢非かんがい期｣は、かんがい期でない期間を示す。

環境基準、水質環境基準　（P1,P3,P7,P19,P20,P24,P25）

環境基本法に基づいて、大気や水質、土壌、騒音について、人の健康及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として政府が定めたもの。水質環境基準は、正確には｢水質汚濁に係る環境基準｣のことであり、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)と、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)がある。

区間、非感潮区間　（P3,P5,P6,P11,P25,P26）

河川が海に流入する河口部では、川は潮汐（ちょうせき）の影響を受ける。海水が入り込んで水位や流速に潮汐の影響を受ける区間を感潮区間という。潮汐は太陽や月の引力の影響で生じる海水面の周期的な昇降現象であり、半日～1日周期で生じる干潮･満潮といった日周変化や約2週間周期で生じる大潮･小潮といった周期変化などがある。

規制対象工場・事業所　→排水規制を参照

凝集傾斜板沈殿処理法　（P32）

沈殿池内に多数の板を斜めに配置し、限られた施設用地に最大限の沈殿面積の増大を図る合流改善対策技術である。

下水道整備率、接続率　（P16,P29,P30,P33,P52,P53）

下水道整備率は、ある範囲内における総人口に対する下水道を整備している区域の人口比率、接続率は、ある範囲内における総人口に対する下水道に接続している人口の比率を示す。
下水道整備率＝下水道整備区域内人口(未接続人口を含む)／対象範囲内の総人口(行政人口)
下水道接続率＝下水道に接続している人口／対象範囲内の総人口(行政人口)

下水の高度処理水　（P16）

下水処理水に含まれる窒素やリンなどの栄養塩類を削減するため、通常の下水処理より高度な処理を行い、放流される水のこと。

通常の下水処理方法では、有機物や浮遊物質は除去されるが、窒素やリンなどは十分に除去されない場合がある。窒素やリンなどの栄養塩類は、生物にとって必要不可欠な物質であるが、これらが海水等に過剰に含まれると赤潮などの原因となり、水質悪化を引き起こすことがある。

化　（P45）

有機物を酸化するのに必要な酸素がほとんど無い条件となることをいう。

合流式下水道　（P23,P29,P32,P39,P45,P52）

下水道には、汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道と、別々の管渠で排除する分流式下水道の２種類がある。大阪府をはじめ早くから下水道の整備が進められた都市域では、汚水と雨水の両方を短期間で効率よく整備できる合流式下水道が採用されてきた。ただし、降雨の強さが一定規模以上になると、全ての下水（汚水＋雨水）を処理することが困難となるため、下水の一部が簡易処理または未処理で放流されることから、水質汚濁の問題がある。

## 　さ行

自流区間　（P11）

潮汐、堰による湛水などの影響を受けずに地形に従い上流から下流に自然に流れる区間。

自然流量　（P11,P36,P37）

河川や水路において、取水や排水などの人為的な影響を受けていないときの水量。

親水空間　（P20,P28,P47）

河川等の水に触れたり近づいたりすることで、水への親しみを深めることができる水辺の施設や公園等の空間を示す造語。

水質常時監視　（P3,P7,P9,P11,P24）

公共用水域（河川、湖沼、海域等）及び地下水の水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的に、水質汚濁防止法に位置付けられたモニタリング調査である。大阪府では、毎年度、大阪府環境審議会（水質部会）の意見を聞いて水質測定計画を作成し、近畿地方整備局、政令市と連携・分担して調査を行っている。

水質環境基準　→環境基準を参照

スカム　（P20,P23,P27,P35,P39,P45,P46,P52,P53）

河床には、長年堆積した汚泥が沈殿しており、その沈殿物が雨や気温の高低差で水の撹拌が起こり、塊となって浮いてくるものがスカムと呼ばれる。細かい泥の塊のため、触れるだけで分解し、回収は困難であるが、一定の時間が経過すると再度、沈降する。

スカムアラート　（P39,P46）

河川カメラ映像をAIに学習させ、水面に浮かぶスカムを判別することにより、スカムの発生をリアルタイムに監視するシステム。令和3年度より試行的に運用を開始した。

清流ルネッサンスⅡ　（P1,P14,P15）

水質汚濁の著しい河川や湖沼の水質改善を図るため、国土交通省が「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定し、平成12年度を目標に河川事業や下水道事業を重点的に実施してきた。「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」は、その次期計画として健全な水循環系の構築を目指し、水環境改善施策を推進していくために策定された。

増補幹線　（P32）

河川と下水道が一体となり進める総合治水対策の一環で、既設の流域下水道幹線の排水能力を超える雨水を取り込み、巨大トンネルの地下河川へ放流し貯留することで浸水被害の軽減を図るための下水道管（下水道増補幹線）をいう。

## 　た行

治水緑地　（P6,P12,P47）

普段は広場や公園として利用され、大雨の時には河川からの洪水を計画的に一時貯留することによって、下流河川の水位低下と流量負担軽減を図り、洪水による被害を防止する施設をいう。

　（P23,P29,P35,P39,P45,P46,P52）

河川・湖沼・海洋の底に、長年にわたって流入した土砂や生活排水が堆積したヘドロ。夏期になると水温の上昇とともに、窒素やリンを増加させ富栄養化を招き、水質悪化や悪臭の原因となる場合もある。

都市河川　（P3）

流域内の多くが市街化されている河川を一般的に都市河川という。都市河川の流域は、地表面がコンクリートやアスファルトなどで不透過となっている範囲が広いため、流域に降った雨が地下に浸透せず、雨天時の河川流量が多くなり、晴天時の河川流量が少なくなる。

都市再生プロジェクト　（P1,P14）

解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体が参加・連携し、総力を挙げて取組む具体的な行動計画のこと。

## 　は行

排水規制、規制対象工場・事業場　（P29,P33）

河川や水路の水質を保全するために、水質汚濁防止法に基づき、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として政令で指定し、特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場（規制対象工場・事業場）として排水規制の対象としている。

排水規制は、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水が対象であり、特定施設以外からの排水も含めて一体の排出水として規制される。

また、排水規制は、排出水のうち健康項目であれば全ての特定事業場に適用され、生活環境項目であれば公共用水域に１日平均50m3/日以上の排出水を伴う特定事業場に適用される。さらに、一律の排水基準では水質汚濁防止上十分でないと認められる場合に都道府県が上乗せ条例を制定することができ、大阪府では、生活環境項目について、公共用水域に１日平均30m3/日以上の排出水を伴う特定事業場を規制の対象としている。

非かんがい期　→かんがい期を参照

非感潮区間　→感潮区間を参照

プラスチックごみゼロ宣言　（P1,P19,P20,P23）

プラスチックごみによる河川や海洋の汚染の防止に率先して取り組むため、多くの自治体や企業等において、マイボトル・マイバッグの利用促進といった取組みを推進することが宣言されている。

分流区域、合流区域　（P32）

分流区域は分流式下水道の整備区域、合流区域は合流式下水道の整備区域を示す。分流式下水道、合流式下水道は｢合流式下水道｣の項を参照。

## 　ら行

流域　（P1他）

河川が雨水や雪解け水を集める範囲を示し、集水域とも呼ばれる。流域の境界は一般的には尾根状の線となり、これを分水界(分水嶺)または流域界という。

リユース　（P41）

一度使用したものをそのままの形で再び使用すること。再使用ともいう。例えば、ビール瓶や牛乳瓶などを洗浄・消毒して何度も利用すること。

## 　わ行

ワンウェイプラスチック　（P40,P41）

ペットボトルやレジ袋、トレイなどの容器包装、ストローなどのように、１度使用された後にその役目を終え、ごみや資源として回収されるプラスチックのこと。使い捨てプラスチック。

## 　A～Z

ＢＯＤ、ＢＯＤ75％値　（P3,P7～P9,P16,P24）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられる。

75％値は、ｎ個の水質をよいもの(数値の低いもの)から並べた時、0.75×ｎ番目にくる数値であり、0.75×ｎが整数でないときは、その数を超える最小の整数(小数点以下を切り上げた整数)番目の数値とする。これは１年のうち75％以上の日数に対して環境基準が維持されるべきであるという考え方に基づいている。

ＤＯ　（P16,P24）

溶存酸素（Dissolved Oxygen）の略称。水中に溶解している酸素の量のことで、生物の生息に影響することなどから水質汚濁状況を測る指標の１つとして用いられる。

ＳＳ　（P16,P24）

浮遊物質（Suspended Solids）の略称。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、水中の汚濁物質量や水の濁りを表す指標として用いられる。

浮遊・懸濁している物質は、水域により異なり、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物などがある。